

令和 7 年

亀山市教育委員会 2 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 2 月定例会会議録

### 1. 日 時

令和 7 年 2 月 2 1 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 大会議室

### 3. 出席委員

|       |         |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 中 原 博   |
| 1 番委員 | 若 林 喜美代 |
| 2 番委員 | 大 平 雅 章 |
| 3 番委員 | 吉 岡 洋 子 |
| 4 番委員 | 宮 村 由 久 |

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

|                                        |         |
|----------------------------------------|---------|
| 教育部長                                   | 亀 山 隆   |
| 教育総務課長（以下総務課長という。）                     | 麻 生 俊 哉 |
| 学校教育課長（以下学校課長という。）                     | 武 居 政 敏 |
| 生涯学習課長（以下生涯課長という。）                     | 落 合 努   |
| 図書館長                                   | 高 重 京 子 |
| 学校教育課主任主査兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）     | 加 藤 剛   |
| 学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）        | 北 川 恵美子 |
| 学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）        | 谷 京 子   |
| 教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）     | 渡 邊 尚 也 |
| 教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。） | 中 野 貴 晶 |
| 教育総務課教育総務グループ主事                        | 岩 谷 千 夏 |

## 6. 議席の決定について

教育長            事項2「議席の決定について」、委員の改選があったため、亀山市教育委員会会議規則第3条第1項に基づき、議席の決定をする。

結果は下記のとおり。

1 番委員（大 平 雅 章 委員）

2 番委員（吉 岡 洋 子 委員）

3 番委員（若 林 喜美代 委員）

4 番委員（宮 村 由 久 委員）

（議席番号順に着席）

## 7. 教育長職務代理者の指名について

教育長            教育長職務代理者の指名について、事務局の説明を求める。

総務課長            教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とあり、また、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項において「教育長は、教育委員会の会議において、教育長または委員の改選ごとに職務代理者を指名するものとする。」とありますので、教育長から職務代理者の指名をお願いします。

教育長            それでは、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項の規定により、教育長職務代理者に若林委員を指名する。

## 8. 会議録署名者指名

3 番委員（ 宮 村 由 久 委員 ）

4 番委員（ 吉 岡 洋 子 委員 ）

## 9. 会議録の承認

1 月定例会

## 10. 教育長報告

教育長 (令和7年2月定例会教育長報告に基づき報告)

## 11. 議案

教育長 議案第2号及び議案第3号「人事案件について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第2号及び議案第3号については、人事案件でございますので、公開・非公開についてお諮り願います。

教育長 議案第2号及び議案第3号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、各委員に諮る。非公開とする委員は挙手をお願いします。

### 【各委員挙手】

全員非公開に賛成のため、議案第2号及び議案第3号「人事案件について」は非公開とする。

(関係職員以外は退室)

《非公開》

(議案第2号及び議案第3号は可決される。)

(退室した職員入室)

教育長 議案第4号「令和7年度亀山市教育関係職員の研修方針について」事務局の説明を求める。

教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第8号及び亀山市教育委員会事務委任規則第2条第4号の規定に基づき、令和7年度亀山市教育関係職員の研修方針を定めることについて委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。

(学校課長詳細説明)

若林委員 資料7ページ(3)②、「小学校の教科担任制などの新たな学校運営体制の研究」とあるが、小学校の教科担任制はどの程度広げていくのか教えていただきたい。

学校課長 文部科学省では、小学校5、6年生の教科担任制を柱として、来年度から小学校4年生まで教科担任制を広げるという方向性を打ち出しています。市としては、学校規模やそれに関わる加配の状況等にもよることとなりますが、方向性としては小学校の外国語科、理科、算数科、体育科の4つを先行して教科担任制ができる学校については推進していくという考え方です。それに伴う加配が来年度もあるのではと想定しています。

教育長 人員はいるのか。

学校課長 教科担任制について人員は必置なので、合わせて配置することとなります。

教育長 今年度はどこかで実施していたのか。

学校課長 教科担任制の加配が定数常勤でついている学校と非常勤でついている学校がありますが、今年度は亀山東小学校、関小学校の一部教科で実施しています。

教育長 従来経験してきた図工には図工の先生がいて家庭には家庭の先生が別にいるというような教科担任制ではなく、教室にもう少し多くの先生が入ってきて授業を行うというイメージか。

学校課長 中学校については分かりやすく全ての教科で教科担任制になっていますが、小学校については、一部の教科からということです。今年度の亀山東小学校の例ですと、例えば6年生1組の先生が2組と3組全ての算数を教え、6年2組の先生が全ての国語の授業を教えというような形で、同じ学年同じ1つのクラスを専科ではなく、担任の先生も複数学級にわたって授業を行うという形が、この小学校での教科担任制となります。加えて、専科の先生も絡みながら1つの学級をなるべく多くの教師で見ていくという方向性です。そこにいわゆる教師の様々な働き方、例えば、部分休業や育児短時間労働という教師もいますので、そのような先生の配置等も含めて、総合的に授業を行い、多数の目で児童生徒を見るというものです。

教育長 関小学校は、5、6年生で実施しているのか。

学校課長 そのとおりです。

教育長 例えば5、6年生の算数を6年生の先生が教えたり、5年生の先生が5、6年生の社会を教えたりというイメージである。クラス数が3であると学年内でシャッフルしやすいが、2である場合は実施

しにくいこともあるので、複数学年で一体的に行うこともある。亀山東小学校も導入後、大分落ち着いたようなイメージがある。

学校課長

現 6 年生、昨年度 5 年生の時の学級の様子より、今年度の方が教科担任制を導入したことにより、学級全体として大分落ち着きが見られていると感じており、やはり有効性はあると考えています。あくまでその学校体制によるものの、研究と活用を行い、教育委員会としても推進していくような方向ではないかと考えています。

教育長

そのようなことをさらに研究をし、例えば子供たち側から見れば担任の先生と合わない場合、社会の授業になると違う先生が来るので、その先生には話せたりとか、相談できたりとか、そのような事例も生まれてくるだろうと考えており、それはいい事だと思う。この制度は今の教育の流れであり、今後も研究を進めていきたい。

(異議はなく、議案第 4 号は可決される。)

教育長

議案第 5 号「亀山市外国語指導助手取扱要綱の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長

議案第 5 号「亀山市外国語指導助手取扱要綱の一部改正について」であります。外国語指導助手の給料月額を改定するにあたり、亀山市外国語指導助手取扱要綱を一部改正することについて委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。

(学校課長資料に基づき説明)

宮村委員

財源はどうか、全額交付であるのか。

学校課長

J E T プログラムに関わるものについては、その通りです。

(異議はなく、議案第 5 号は可決される。)

教育長

議案第 6 号「亀山市教育サポート推進委員会要綱の廃止について」事務局の説明を求める。

教育部長

議案第 6 号から議案第 9 号につきましては、いずれも同様の理由において要綱を廃止しようとする案件でございますので、一括説明させていただいてよろしいでしょうか。

教育長

委員の皆様にご諮る。議案第 6 号から議案第 9 号について一括提案としてよいか。

【各委員了承】

教育長               では、議案第6号から議案第9号まで事務局より一括で説明を求める。

教育部長           議案第6号「亀山市教育サポート推進委員会要綱の廃止について」、議案第7号「亀山市中高連携推進委員会要綱の廃止について」、議案第8号「亀山市学校問題調査検討委員会要綱の廃止について」、議案第9号「亀山市小中学校情報教育検討委員会設置要綱の廃止について」であります。当該要綱にかかる所掌事務を教育委員会内の他の会議等で担っているため、それぞれの要綱を廃止することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。

(学校課長資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第6号、7号、8号、9号は可決される。)

## 12. 報告事項

教育長               報告事項1「令和6年度3月教育委員会事務局補正予算の概要について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長               報告事項2「令和6年度当初予算案（教育費）について」説明を求める。

(各担当課長詳細説明)

宮村委員           確認であるが、この予算は4月1月以降の実施分という認識でいいか。

総務課長           そのとおりです。

宮村委員           予算とは離れるが、図書館について教えていただきたい。負担金2,200万円について特に異論等はないが、管理組合にかかる飲食コーナー、飲食ブースが現在も空きになっている。図書館には特に影響はないと思うが、管理組合の収支には影響してくるだろうと思う。2年近く経っているが、状況についてご存じないか。

教育部長           商業施設のオーナーは3名いますが、当然その部分を購入していることもあり、早くテナントに入って欲しいというお考えは持

っておられると聞いています。ただ、例えば図書館運営の時間帯であるとか、それぞれ考えると、何処でもいいからテナントに入ってもらったのでは困る、せっかく入っていただく限りは、やはり長く続けていただけるような業種の方に入っていただきたいということもあり、オファーはあるようですが、慎重にやっていきたいということのようです。また、図書館と不整合を起こすようなものでも駄目であろうというようなことも併せて、慎重に対応しているという話もありました。

宮村委員      図書館に実質的な負担はないが、図書館を作る段階で、飲食可能な図書館を作ろうということは、大きな1つのセールスポイントだったと思うが、その兆しが見えてこないので、聞かせていただいた。

教育部長      そのような視点もあり、例えばオーナーの1人がお持ちの土地で定期的にキッチンカーを呼んできていただいています。そのような形で様々なビジネスチャンスの切り開きもされていると伺っています。

若林委員      どの部分も減額されていることは理解できるが、例えば図書館費が昨年に比べて762万4,000円の減額については、具体的にどの部分が減額されているのか。

図書館長      業務委託回数の見直しや電気代の実績等を考慮し、減額予算といたしました。

教育部長      詳細は各課長から説明いたしました。全体について補足させていただきます。教育費全体で申しますと23億1,218万円となっており、これは幼稚園や文化関係等を含めたものとなります。教育委員会事務局としては総額13億8,823万6千円となり、昨年度から7,500万円程度の増となっています。ただ、一般財源としては8,300万円程度の減となっており、一定程度、市の骨太方針の考え方に沿って、各課で精査をした結果と考えています。なお、増えた大きな要因については、やはり中学校全員喫食制給食実施に伴う亀山中学校と中部中学校の配膳室等の整備が大きな事業として入ってきていますので、結果的には増額となっています。市全体の厳しい予算の中での立案ということで、私どもとしては精一杯努力させていただいたと思っています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)



- 教育長                    報告事項3「生徒指導について」説明を求める。  
                              (学校課長詳細説明)  
                              (質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長                    報告事項4「小規模特認校制度の導入について」説明を求め  
                              る。  
                              (学校課長詳細説明)
- 宮村委員                この内容については、学校の根幹や運営等に関わるものであ  
                              り、今回報告に至った経緯等について教えていただきたい。かつて  
                              白川小学校が特認校制度を導入し、それ以外の小規模校でも、  
                              具体的には加太小学校や昼生小学校においても議論がなされ、結  
                              果、時期尚早であるとか特色がないといった意見の中で、今まで  
                              見送ってきていた。今回の件については、隣の白川小学校の特認  
                              校制度にも影響が及ぶのではないかと危惧している。というの  
                              は、特認校については募集しないため、制度を受ける児童の全体  
                              的なキャパは決まっており、野登小学校と白川小学校で児童を取  
                              り合うことになり、白川小学校の特認校制度が非常に危機に瀕  
                              するようなことになってはいけないと考える。そのあたりの導入し  
                              たことに関しての教育委員会内での議論等について教えていた  
                              きたい。
- 若林委員                宮村委員と同じ考えである。かつて加太小学校でこのような話  
                              があった時は、当時はコロナ禍でテレビ会議を行った。校長から  
                              の意見も聞き、学校運営協議会の会長の意見も聞かせていただ  
                              き、その中でこういう流れで今きているということを理解しなが  
                              ら受けてきた。結局、PTA等の反対もあり成就しなかったが、  
                              この小規模特認校制度というのは、学校の統廃合とも並ぶ重大な  
                              事項ではないかと考える。決して今回の野登小学校の制度を認め  
                              ないとは思っていないが、白川小学校で開始し、野登小学校も始  
                              め、次に亀山市内の小規模校は他にもあるが、どこまで認めてい  
                              くのか、今後ずっと増やしていくのか、事前にもっと丁寧な説明  
                              が教育委員に示されてもよかったのではないかと。今回の経緯につ  
                              いて教えていただきたい。

教育長

この案件については、議案に該当するものか、報告事項となるのか十分議論をさせていただいた。学校区を広げることになるということであるため、重要な案件であるということは、教育委員会事務局の中でも十分認識している。運用上の話となるが、現段階において、教育委員会として小規模特認校制度に係る例規については制定しておらず、この制度の導入について教育委員会が認める、承認するといった運用になっていない状況となっている。よって、このような場合は、現行の就学等に関する教育委員会規則に基づき、区域外通学における特別な理由の中の小規模特認校制度を利用する場合を読み取り、実施していくこととなると考えている。この規則には例えば白川小学校とか具体的な学校名についても指定の記載がなく、その記述内容に合わせつつ、区域以外の学校区を認めるという形の整理の中で、重要な案件と認識も持ちながら報告事項とさせていただいた。

今回、野登小学校学校運営協議会から学校長を通じて話があったが、来年度は児童数が60人を割り込む見込みであり、地域住民は非常に危機感を持っておられる。その中で、今年度の夏頃から議論をし、このまま児童数が減少することを何とか防ぎたいという思いから、ぜひこの制度を導入し、状況を変えていきたいという強い思いであった。地域全体の課題として、野登地区地域まちづくり協議会の皆様には学校運営協議会から白川小学校の取組状況についても情報提供し、導入の方向について理解を得たと聞いている。このような状況を踏まえ、野登小学校学校運営協議会の方から制度導入について市教育委員会へ提案があった。

一方、加太小学校については、地域等で様々なアンケートをとる等、2年程度の期間をかけ動いてきたものの、結局地域の考えや方向性は一本化されないまま、この制度についての昨年度導入は見送ったと聞いている。学校長を通じて、議論の概要は聞き及んでいるが、市教育委員会が「このようにしてみても」といったことは述べてはいない。

野登小学校の場合は、非常に短期間に地域の声をまとめられたため、その流れで、できれば早く制度を運用したいという強い声もあった。地域の最重要課題という認識に立ち、地域の意向を最大限に尊重し、また現行例規等を踏まえた運用も鑑み、このよう

に運用させていただいた。ただ、校区の区域外からの通学は大きな問題であるという認識もあり、単に結果の報告ではなく途中経過も含め、情報の共有をもう少し丁寧に行うものとして改めて認識させていただいた。

学校課長

繰り返しとなりますが、市町によっては、この特認校制度に関する事項は、例規や計画等で謳っている市町があります。ただ、現状、亀山市教育委員会については、白川小学校が特認校制度を導入した段階も含め、例規等規定されているものではありません。その中で、中学校の校区の見直しや小規模特認校制度について、亀山市立小学校及び中学校における通学区域検討委員会を立ち上げ、平成17年5月の最終答申に基づき、区域外就学や小規模特認校制度、栄町地区の調整区域についてどうあるべきか検討しています。その中で、小規模特認校制度を区域外制度の範囲で運用するという経緯もあり、また就学等に関する規則に、特認校について学校名が特に書かれておらず、特認校制度を導入している学校については区域外を認めるという条文の中での運用ということもあり、このようなことから教育委員会事務局と学校との協議・調整により進めて参りました。学校運営協議会と学校長から要望が提出されたことに対して、区域外制度に係る申請として検討を重ね、教育委員会事務局として回答するという形をとらせていただきました。

宮村委員

運用上の話は理解できるが、やはり内容としては重要な事であると認識している。その中で、一番危惧するのは、やはり白川小学校への影響である。そのニーズ調査等を行ったのか。

また、加太小学校については地元で一定の結論を出したとのことであるが、昼生小学校でも複式が2学級できて、そのような議論も聞いたことがある。このような情報というのは、他の小規模校は知っているのか。ある日突然4月から野登小学校で始まり、白川小学校は知らなかったというような状況にならないように、情報共有をしっかりとしていきたい。

教育長

現段階においては、この案件について他の学校には正式に案内していない状況であるので、情報の共有を行っていきたい。

宮村委員

今回のように学校運営協議会や学校長から制度導入の話があった場合、教育委員会として断る術もないということか。何らかの

例規や基準があればいいが、断る基準もないということにならないか。

学校課長      ご指摘のとおり、現段階においては、断る基準を持ちあわせていません。

また、野登小学校において、今回の案件についてニーズ調査を実施したかについては、把握していません。ただ、小規模校での交流する機会は適宜設けているとともに、担当者会においても特認校制度に限らず、様々な情報交換は行っています。

一方、昼生小学校についても、学校存続等も踏まえ、学校運営協議会等で同じような議論を始めるとの話を聞いたこともあります。そのような要望が同様にあった場合についても、今現在それがいい悪いという判断基準を持ち合わせていない状況となっています。

教育長      地域からの学校運営に係る切実な要望に応えるという部分もあるかと考えている。地域として何か手を打ちたいという考え中で、この制度があるのであれば、うちの地域でも実施したいということであり、それに対して教育委員会としてはその判断の明確な基準を持っていない状況ということである。おそらく野登小学校のニーズ調査は行っていないのではないかと思います。

若林委員      そうなると、今回の野登小学校の話を聞き、加太小学校でももう一度考える、昼生小学校でも議論が始まる、行く先々は亀山南小学校や神辺小学校でも話がはじまるかもしれないとなった時に、学校区に限らず、どの学校にも行っていよいよということにはならないのか。それはそれでいいが、結局、市内何校とも限らず、地域が制度導入を望めば全校とも導入してもいいという考えでいいのか。

教育長      そのとおりである。重要な案件として認識している中で、地域の核となる学校の今後について、地域がこうしたいという意向があれば、教育委員会としてはその考えを応援する立場にあると考えている。地域の意向に沿うことは大事な視点と考える。一方では、どの学校にも自由に行き来できるというものではなく、例えば一旦白川小学校に入ったけれどもすぐ地元の学校に戻るといったこともできないので、その辺りの制度運用への理解は求めているといかないといけない。

- 宮村委員      区域外就学について、私自身30年前にとある町で行ったことがあるが、この町は町内の2つの学校であったため、特に問題なかった。同じように亀山市で行った場合、ひょっとしたら一定の学校に集中して通学希望がなされる場合も危惧されると考えられる中で、地域から要望があったものを全て導入していくことについては、疑問を感じる。将来的には加太小学校や昼生小学校を含め、児童の取りあいにならないのか。また、親子の要望について地域がまとまり、大規模校も刺激があり楽しい、みんな川崎小学校へ行きたいとはならないのか。
- 教育長      あくまで小規模校を守るための制度であるため、そのような事態にはならないと考えている。ただ、例えば児童数が100名を割った時にといった小規模校の定義など、細かな決まりがないため、そのような整理は今後必要かと考えている。
- 学校課長      内規的な扱いにはなりますが、現状、特認校制度に関する教育委員会としての理解については、「真に小規模校の有する特色の中で、保護者が児童生徒に教育を受けさせたいという場合に、一定の条件を付し、区域外就学を認める制度である」というものです。よって、あくまで小規模校の有する特色を理解した上で区域外就学を行うというものです。運用としては、対象児童から区域外就学の申請を教育委員会に出していただき、それを教育委員会が認めていくという形になります。
- 宮村委員      現に希望者はいるのか。
- 学校課長      現段階では把握していません。個人的な感覚になりますが、隣にルンビニ保育園が併設されており、他の学校区からの園児も多いと聞いていますので、そこで培った人間関係をそのまま活用し、野登小学校への通学を希望される子もいるのではないかと想定しています。
- 教育長      学校運営協議会の方も、同様のことを期待しているのではないかと考えている。例えば同様の考え方であれば、加太小学校と加太保育園も同様の関係性にあると思われる。
- 若林委員      従来からいじめ等を含め、現行の学校において学校生活が馴染めない子が他の学校への通学を希望することがあると思うが、そのような事ではなく、一般的に広く、誰でも希望すれば特認校制

度を利用して、その学校へ行ける、このような仕組みを作っている、広げているという理解でいいか。

教育長           学校の教育方針や地域の活動等を含め、その趣旨に賛同するというのが大きな前提条件であり、加えて保護者による通学の送迎についても前提条件となる。既に実施している白川小学校も同様である。

若林委員         例えばであるが、4月に特認校制度を導入したが、白川小学校は利用者が何人かいたが、野登小学校では誰もこの制度を利用しなかった。何年たっても同様である。このような場合でも特に問題はないのか。

教育長           問題ない。それぞれ学校の特色も違うため、児童の取り合いになることはないと考えている。

学校課長         やはりその学校の実施している趣旨や活動等に賛同してということが条件となる中で、特認校制度があるので、市外から亀山市に引っ越してきて、そこの学校に通わせたいというパターンも想定されます。

教育長           今回の件については、報告事項として提出させていただいた点について申し訳なく思う。改めて、その報告については、今回の反省を生かし、改善していきたいと考えている。ただ、繰り返しとなるが、重要な案件であるとの認識はあるものの、教育委員会として基準等を持っていない中で、教育委員会として認める、認めないといった意思決定がなされない内容であることから、報告事項として提出させていただいた点については、ご理解をいただきたいと思う。また、本日ご指摘いただいたように、曖昧な点や危惧する点もあるため、その内容を整理し、その基準や条件等を今後示させていただきたい。

宮村委員         今回の野登小学校については理解したが、今後昼生小学校や加太小学校等も児童数が減っていき、同様に危機感を持っていると思われる。その中で、特認校制度の導入は難しいのではと思われていたのが、地域等がまとまれば応援していくこととなるのか。そうではなく、一旦、基準等の整理を行った上で、クリアすべき点等を設定していき、一定の縛りをかけていくものなのか。

教育長           個人的な見解となるが、どんどん制度を活用していけばいいと考えている。制度導入によって、さらに地域の学校としての特色

が地域の人々とともに作り上げられ、その結果、人が来ればいいと考える。また、そのことが在校生にも好影響を与え、地域の人々との繋がりがさらに強くなることも期待できる。ただ、制度を取り入れたとしても全体の人口が減っている中、この制度を活用することで、児童数がすぐに増加することは難しいのではないかとと思うが、やはりその地域の人々や、仲間とともに行う活動が活発になることを期待する。

宮村委員 以前、特認校制度については特色のある学校が行うものであり、そこまで広げるものではないという認識であったが、今後はそうではなく地域がまとまり、地域をあげて特色ある学校づくりを行っていくのであれば、認めていくという方向であるという理解でいいか。

教育長 そのとおりである。そして、こうした取組を行っても最後にはもうこの児童数では絶対無理である、もうどこかの学校と一緒にすることが望ましいというような意見が地域からあがれば、学校の統廃合も視野に入れていく必要が出てくるのではないかと考えている。やはり学校運営協議会や地域まちづくり協議会といった地域の方で、じっくりと将来の子供たちのことについて、ご議論していただいた結果を真摯に受けとめ、それに応えるというスタンスが望ましいのではないかと考える。

吉岡委員 パンフレットには、転入する条件としてPTA活動に十分理解をすることとある。PTA活動については強制加入ではないと考えるが、PTAに加入していない方もいると聞いている中で、その方たちを排除することにはならないのか。

教育長 これは学校運営協議会の考えとして、PTA活動も重要な野登小学校の活動と捉えており、それに対して協力していただける方がいいという表現だと認識している。

学校課長 先ほどの宮村委員のご意見の関連ですが、現状、様々な理由でこの区域外就学を望む保護者が格段に増えています。多様な学び、個別最適な学び等も含め、全体的にその学校でなくてはいけないのか、小規模校に行きたいというニーズもあれば、逆に小規模校の方が大規模校に行きたいということもあります。合わせて、保護者の通勤の関係によるものも、区域外就学の範疇の中で認められるものは今現在も認めています。加えて、生徒指導上

の理由で認めているケースも増えています。来年度から開設される県の学びの多様化学校もそうですが、特認校についても、やはり子どもたちの選択肢が増えるという意味ではプラスにはなるのではと考えています。ただ、委員ご指摘のとおり色々な想いもありますので、そこをどうしていくのかという部分については、再度様々な形を検討させていただきたいと思います。

教育長           最後に教育委員会内における事前相談や経過報告、情報提供等に関しては、手法について、今回の一件を踏まえ改善させていただきたい。ご理解をお願いしたい。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長           報告事項5「SNS学校連絡システム「つながる連絡」の導入について」説明を求める。  
(学校課長詳細説明)

大平委員          1年目は無料との説明があったが、次年度以降はどの程度の予算が必要であるのか。また、保護者負担はないのか。

2点目、個別連絡についてオンオフ設定があるとの説明があったが、使用しないのであれば、そもそもシステムから削除する方法はないのか。

学校課長          まず予算については、令和8年度予算が確定していませんが、想定としては概算で年間約150万程度と考えています。このシステムを導入することによって、紙代や印刷のトナー代等が相殺され、結果的にシステム導入の方がトータルとして安価になることを試算しています。また、保護者負担はありません。

2点目のシステムのオンオフですが、システム自体には残りますが、学校として希望があれば、一斉にシステム本体の中で使用できなくなるよう設定は可能です。現状、全学校に確認しましたが、「あまり有効性がないと」「連絡帳のような形でシステムを使用した方がいいのでは」というような意見もあり、止める形で考えています。

宮村委員          定期監査の指摘事項の中で、個人情報保護の観点から市のシステムを使うことが望ましいということがあったと記憶しているが、如何か。



学校課長           市のシステムというか、実施している学校、していない学校等運用がバラバラであったため、市内で統一したシステムを使うようにという指摘事項です。現状、よく似たシステムを井田川小学校や関中学校で取り入れているものの、特に出欠連絡については学校間でバラバラになっていますので、その辺りを今回統一させていただくものです。

宮村委員           このシステム導入により監査の指摘事項はクリアできるということか。

学校課長           そのとおりです。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長           報告事項6「休日の部活動に関するアンケートについて」説明を求める。  
(学校課長詳細説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長           報告事項7「令和6年度幼稚園修了証書授与式及び小中学校卒業証書授与式にかかるお祝いの言葉について」説明を求める。  
(学校課長詳細説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長           報告事項8「図書館の利用状況について」説明を求める。  
(図書館長詳細説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

報告事項9「教育委員会行事及び予定について」及び報告事項10「後援事業について」資料確認

### 13. その他

教育総務課長：令和6年度卒業（園）式の出席について

### 14. 閉会

午前 12時13分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3 番委員

4 番委員